議案第２号

守谷市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

守谷市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 ６ 年 ３ 月１１日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
２号	1

守谷市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（守谷市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　守谷市職員の給与に関する条例（昭和３１年守谷町条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第２０条第２項中「期末手当基礎額に」の次に「，６月に支給する場合には」を加え，「第２１条第２項において」を「以下」に改め，「１００分の１００）」の次に「，１２月に支給する場合には１００分の１２５（特定幹部職員にあっては，１００分の１０５）」を加え，同条第３項中「１００分の５７．５）」と」の次に「，「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７０」と，「１００分の１０５」とあるのは「１００分の６０」と」を加える。

第２１条第２項第１号中「加算した額に」の次に「，６月に支給する場合には」を，「１００分の１２０）」の次に「，１２月に支給する場合には１００分の１０５（特定幹部職員にあっては，１００分の１２５）」を加え，同項第２号中「勤勉手当基礎額に」の次に「，６月に支給する場合には」を，「１００分の５７．５）」の次に「，１２月に支給する場合には１００分の５０（特定幹部職員にあっては，１００分６０）」を加える。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第５条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300

員以外の職員	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300

	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		

	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
	94		295,900	343,600				
	95		296,200	344,100				
	96		296,600	344,500				
	97		296,800	344,700				
	98		297,100	345,100				
	99		297,500	345,500				
	100		297,900	345,800				
	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000

備考　この表は，他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第２条　守谷市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２０条第２項中「，６月に支給する場合には１００分の１２０」を「１００分の１２２．５」に，「１００分の１００），１２月に支給する場合には１００分の１２５（特定幹部職員にあっては，１００分の１０５」を「１００分の１０２．５」に改め，同条第３項を次のように改める。

３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については，同項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の６８．７５」と，「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の５８．７５」とする。

第２１条第２項第１号中「，６月に支給する場合には１００分の１００」を「１００分の１０２．５」に，「１００分の１２０），１２月に支給する場合には１００分の１０５（特定幹部職員にあっては１００分の１２５」を「１００分の１２２．５」に改め，同項第２号中「，６月に支給する場合には１００分の４７．５」を「１００分の４８．７５」に，「１００分の５７．５），１２月に支給する場合には１００分の５０（特定幹部職員にあっては，１００分の６０」を「１００分の５８．７５」に改める。

（守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第３条　守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２５年守谷市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表中「３７６，０００」を「３８０，０００」に，「４２２，０００」を「４２７，０００」に，「４７２，０００」を「４７７，０００」に，「５３３，０００」を「５３９，０００」に，「６０８，０００」を「６１５，０００」に，「７１０，０００」を「７１８，０００」に，「８３０，０００」を「８３９，０００」に改める。

第８条第１項の表中「１５０，１００」を「１６２，１００」に，「１９８，５００」を「２０８，０００」に，「２３４，４００」を「２４０，９００」に，「２６６，０００」を「２７１，６００」に，「２９０，７００」を「２９５，４００」に，「３１９，２００」を「３２３，１００」に，「３６２，９００」を「３６５，５００」に改める。

第９条第２項中「１００分の１６５」と」の次に「，「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１７５」と」を加える。

第１０条第４項を削る。

第４条　守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分１６５」と，「１００分の１２５」を「１００分の１２２．５」に，「１００分の１７５」を「１００分の１７０」に改める。

（守谷市会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第５条　守谷市会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

題名中「期末手当」の次に「，勤勉手当」を加える。

第３条第１項中「及び期末手当並びに」を「，期末手当，勤勉手当及び」に改める。

第１１条を次のように改める。

（期末手当及び勤勉手当）

第１１条　会計年度任用職員（市規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）には，本条の定めるところにより，期末手当及び勤勉手当を支給する。

２　期末手当及び勤勉手当は，６月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員又は６月未満の任用期間をもって任用され，１会計年度内で再度任用されることによりその任用期間が合計６月以上となった会計年度任用職員で，６月１日及び１２月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して，それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し，又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

３　６月に期末手当及び勤勉手当を支給する場合において，前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され，同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任期（６月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が６月以上に至ったときは，前項の６月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員とみなす。

４　期末手当の額は，報酬月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合は，市規則で定める方法により月額に換算した額。以下この条において同じ。）に１００分の６８．７５を乗じて得た額に，基準日以前の６箇月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ，当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
６箇月	１００分の１００
５箇月以上６箇月未満	１００分の８０
３箇月以上５箇月未満	１００分の６０
３箇月未満	１００分の３０

５　前３項に規定するもののほか，会計年度任用職員の期末手当の支給については，給与条例第２０条から第２０条の３までの規定の例による。

６　勤勉手当は，当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前６箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。

７　勤勉手当の額は，報酬月額に市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

８　前項の勤勉手当の総額は，会計年度任用職員ごとの基準日現在の報酬月額に１００分の４８．７５を乗じて得た額を超えてはならない。

９　前３項に規定するもののほか，会計年度任用職員の勤勉手当の支給については，給与条例第２０条の２及び第２０条の３の規定の例による。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は，公布の日から施行する。ただし，第２条，第４条及び第５条の規定は，令和６年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の守谷市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第３条の規定による改正後の守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は，令和５年４月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には，第１条の規定による改正前の守谷市職員の給与に関する条例又は第３条の規定による改正前の守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は，それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

第３条　前条に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則

で定める。

提案理由（議案第２号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、令和５年の人事院勧告による国の法律改正に準じ、官民格差を是正するため条例の一部を改正するものです。

主な内容としましては、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げ、若年層に重点を置いた給料月額の引上げ並びに会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を行うための改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
２号	１０

守谷市職員の給与に関する条例新旧対照表（第１条関係）

改　　正	現　　行
（期末手当） 第２０条　（略） ２　期末手当の額は，期末手当基礎額に，６月に支給する場合には１００分の１２０（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち，市規則で定める職員を除く。以下「特定幹部職員」という。）にあっては，１００分の１００），１２月に支給する場合には１００分の１２５（特定幹部職員にあっては，１００分の１０５）を乗じて得た額に，基準日以前６箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）から（４）まで（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については，同項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６７．５」と，「１００分の１００）」とあるのは「１００分の５７．５）」と，「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７０」と，「１００分の１０５」とあるのは「１００分の６０」と	（期末手当） 第２０条　（略） ２　期末手当の額は，期末手当基礎額に１００分の１２０（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち，市規則で定める職員を除く。第２１条第２項において「特定幹部職員」という。）にあっては，１００分の１００）を乗じて得た額に，基準日以前６箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）から（４）まで（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については，同項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６７．５」と，「１００分の１００）」とあるのは「１００分の５７．５）」と

議案	頁数
２号	１１

参考資料

する。

４から６まで　（略）

（勤勉手当）

第２１条　（略）

２　勤勉手当の額は，勤勉手当基礎額に，任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において，任命権者が支給する勤勉手当の額の，その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は，それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（１）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し，又は死亡した職員にあっては，退職し，又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に，６月に支給する場合には１００分の１００（特定幹部職員にあっては，１００分の１２０），１２月に支給する場合には１００分の１０５（特定幹部職員にあっては，１００分の１２５）を乗じて得た額の総額

（２）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に，６月に支給する場合には１００分の４７．５（特定幹部職員にあっては，１００分の５７．５），

する。

４から６まで　（略）

（勤勉手当）

第２１条　（略）

２　勤勉手当の額は，勤勉手当基礎額に，任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において，任命権者が支給する勤勉手当の額の，その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は，それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（１）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し，又は死亡した職員にあっては，退職し，又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿１００分の１００（特定幹部職員にあっては，１００分の１２０）＿＿を乗じて得た額の総額

（２）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿１００分の４７．５（特定幹部職員にあっては，１００分の５７．５）＿

１２月に支給する場合には１００分の５０（特定幹部職員にあっては，１００分６０）を乗じて得た額の総額 ３から５まで　（略） 別表第２（第５条関係） 行政職給料表 【別記１　参照】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を乗じて得た額の総額 ３から５まで　（略） 別表第２（第５条関係） 行政職給料表 【別記１　参照】

【別記1】

改　　正

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	１	１６２，１００	２０８，０００	２４０，９００	２７１，６００	２９５，４００	３２３，１００	３６５，５００
	２	１６３，２００	２０９，７００	２４２，４００	２７３，２００	２９７，５００	３２５，３００	３６８，１００
	３	１６４，４００	２１１，４００	２４３，８００	２７４，７００	２９９，５００	３２７，５００	３７０，５００
	４	１６５，５００	２１２，９００	２４５，２００	２７６，３００	３０１，４００	３２９，５００	３７２，９００
	５	１６６，６００	２１４，４００	２４６，４００	２７７，８００	３０３，２００	３３１，５００	３７４，８００
	６	１６７，７００	２１６，２００	２４８，０００	２７９，５００	３０５，０００	３３３，５００	３７７，３００
	７	１６８，８００	２１７，９００	２４９，５００	２８１，３００	３０６，６００	３３５，４００	３７９，６００
	８	１６９，９００	２１９，６００	２５０，９００	２８３，１００	３０８，２００	３３７，３００	３８２，１００
	９	１７０，９００	２２１，１００	２５２，０００	２８４，８００	３０９，８００	３３９，２００	３８４，５００
	１０	１７２，３００	２２２，６００	２５３，４００	２８６，７００	３１２，０００	３４１，２００	３８７，１００
	１１	１７３，６００	２２４，１００	２５４，９００	２８８，５００	３１４，２００	３４３，２００	３８９，７００

１２	１７４，９００	２２５，６００	２５６，２００	２９０，３００	３１６，２００	３４５，２００	３９２，３００
１３	１７６，１００	２２６，８００	２５７，５００	２９２，１００	３１８，２００	３４７，０００	３９４，６００
１４	１７７，６００	２２８，２００	２５８，７００	２９３，７００	３２０，２００	３４９，０００	３９６，９００
１５	１７９，１００	２２９，６００	２５９，９００	２９５，１００	３２２，１００	３５０，９００	３９９，１００
１６	１８０，７００	２３１，０００	２６１，１００	２９６，５００	３２４，０００	３５２，８００	４０１，４００
１７	１８１，８００	２３２，４００	２６２，３００	２９８，０００	３２５，９００	３５４，５００	４０３，２００
１８	１８３，２００	２３４，０００	２６３，６００	３００，０００	３２７，９００	３５６，５００	４０５，１００
１９	１８４，６００	２３５，５００	２６４，９００	３０２，０００	３２９，８００	３５８，３００	４０７，０００
２０	１８６，０００	２３６，９００	２６６，２００	３０３，８００	３３１，７００	３６０，２００	４０８，８００
２１	１８７，３００	２３８，１００	２６７，６００	３０５，５００	３３３，４００	３６２，１００	４１０，６００
２２	１８９，６００	２３９，７００	２６９，１００	３０７，４００	３３５，４００	３６４，０００	４１２，４００
２３	１９１，８００	２４１，２００	２７０，７００	３０９，３００	３３７，４００	３６５，９００	４１４，２００
２４	１９４，０００	２４２，６００	２７２，２００	３１１，１００	３３９，３００	３６７，８００	４１６，０００
２５	１９６，２００	２４３，６００	２７３，８００	３１２，８００	３４０，７００	３６９，７００	４１７，６００
２６	１９７，９００	２４５，１００	２７５，５００	３１４，８００	３４２，６００	３７１，６００	４１９，１００
２７	１９９，４００	２４６，４００	２７７，１００	３１６，８００	３４４，５００	３７３，５００	４２０，６００
２８	２００，９００	２４７，６００	２７８，７００	３１８，７００	３４６，４００	３７５，４００	４２２，１００

２９	２０２，４００	２４８，７００	２８０，３００	３２０，４００	３４８，０００	３７６，９００	４２３，６００
３０	２０３，８００	２４９，７００	２８１，８００	３２２，４００	３４９，９００	３７８，７００	４２４，９００
３１	２０５，２００	２５０，６００	２８３，３００	３２４，４００	３５１，７００	３８０，５００	４２６，２００
３２	２０６，６００	２５１，５００	２８４，８００	３２６，４００	３５３，５００	３８２，１００	４２７，４００
３３	２０８，０００	２５２，４００	２８５，９００	３２７，６００	３５５，３００	３８３，８００	４２８，６００
３４	２０９，３００	２５３，３００	２８７，５００	３２９，６００	３５７，１００	３８５，２００	４２９，９００
３５	２１０，６００	２５４，１００	２８９，０００	３３１，５００	３５８，８００	３８６，６００	４３１，２００
３６	２１１，９００	２５４，９００	２９０，５００	３３３，５００	３６０，５００	３８８，０００	４３２，４００
３７	２１３，２００	２５５，６００	２９１，９００	３３５，４００	３６１，９００	３８９，４００	４３３，６００
３８	２１４，４００	２５６，７００	２９３，５００	３３７，３００	３６３，２００	３９０，６００	４３４，４００
３９	２１５，６００	２５７，９００	２９５，１００	３３９，２００	３６４，５００	３９１，８００	４３５，２００
４０	２１６，７００	２５９，０００	２９６，７００	３４１，１００	３６５，９００	３９２，８００	４３６，０００
４１	２１７，８００	２６０，２００	２９８，２００	３４２，９００	３６７，０００	３９３，９００	４３６，６００
４２	２１８，９００	２６１，４００	２９９，８００	３４４，８００	３６７，９００	３９５，１００	４３７，３００
４３	２１９，９００	２６２，５００	３０１，３００	３４６，６００	３６８，９００	３９６，２００	４３８，０００
４４	２２０，９００	２６３，６００	３０２，８００	３４８，４００	３７０，０００	３９７，３００	４３８，７００
４５	２２１，８００	２６４，７００	３０４，４００	３４９，９００	３７０，８００	３９８，０００	４３９，５００

４６	２２２，７００	２６５，８００	３０６，０００	３５１，３００	３７１，７００	３９８，７００	４４０，３００
４７	２２３，６００	２６６，９００	３０７，６００	３５２，７００	３７２，６００	３９９，４００	４４０，７００
４８	２２４，５００	２６７，９００	３０９，１００	３５４，２００	３７３，４００	４００，１００	４４１，４００
４９	２２５，４００	２６８，９００	３１０，０００	３５５，７００	３７４，２００	４００，７００	４４１，９００
５０	２２６，３００	２６９，９００	３１１，５００	３５６，５００	３７５，０００	４０１，３００	４４２，３００
５１	２２７，２００	２７０，９００	３１３，０００	３５７，５００	３７５，８００	４０１，８００	４４２，７００
５２	２２８，１００	２７１，８００	３１４，６００	３５８，５００	３７６，５００	４０２，２００	４４３，１００
５３	２２８，９００	２７２，７００	３１６，２００	３５９，４００	３７７，２００	４０２，６００	４４３，５００
５４	２２９，８００	２７３，６００	３１７，８００	３６０，５００	３７７，９００	４０２，９００	４４３，９００
５５	２３０，７００	２７４，５００	３１９，３００	３６１，４００	３７８，６００	４０３，２００	４４４，３００
５６	２３１，５００	２７５，４００	３２０，８００	３６２，４００	３７９，３００	４０３，５００	４４４，６００
５７	２３１，８００	２７６，３００	３２２，２００	３６３，３００	３７９，８００	４０３，８００	４４４，９００
５８	２３２，６００	２７７，２００	３２３，４００	３６４，０００	３８０，４００	４０４，１００	４４５，３００
５９	２３３，３００	２７８，１００	３２４，５００	３６４，７００	３８１，０００	４０４，４００	４４５，６００
６０	２３３，９００	２７９，０００	３２５，６００	３６５，３００	３８１，７００	４０４，７００	４４５，９００
６１	２３４，５００	２８０，０００	３２６，３００	３６５，７００	３８２，１００	４０５，０００	４４６，２００
６２	２３５，２００	２８１，０００	３２７，２００	３６６，３００	３８２，８００	４０５，３００	

６３	２３５，８００	２８１，９００	３２８，０００	３６７，０００	３８３，４００	４０５，６００
６４	２３６，３００	２８２，８００	３２８，８００	３６７，７００	３８４，０００	４０５，９００
６５	２３６，８００	２８３，３００	３２９，６００	３６８，０００	３８４，４００	４０６，２００
６６	２３７，３００	２８４，０００	３３０，０００	３６８，７００	３８５，０００	４０６，５００
６７	２３７，８００	２８４，７００	３３０，６００	３６９，４００	３８５，６００	４０６，８００
６８	２３８，４００	２８５，６００	３３１，３００	３７０，０００	３８６，２００	４０７，１００
６９	２３８，９００	２８６，６００	３３２，１００	３７０，３００	３８６，６００	４０７，３００
７０	２３９，４００	２８７，４００	３３２，８００	３７０，９００	３８７，１００	４０７，６００
７１	２３９，９００	２８８，２００	３３３，５００	３７１，６００	３８７，６００	４０７，９００
７２	２４０，４００	２８９，０００	３３４，１００	３７２，２００	３８８，２００	４０８，１００
７３	２４０，９００	２８９，７００	３３４，６００	３７２，５００	３８８，５００	４０８，３００
７４	２４１，４００	２９０，２００	３３５，２００	３７３，１００	３８８，９００	４０８，６００
７５	２４１，８００	２９０，６００	３３５，７００	３７３，８００	３８９，３００	４０８，９００
７６	２４２，３００	２９１，０００	３３６，３００	３７４，４００	３８９，７００	４０９，１００
７７	２４２，８００	２９１，２００	３３６，６００	３７４，８００	３９０，０００	４０９，３００
７８	２４３，３００	２９１，５００	３３７，１００	３７５，３００	３９０，３００	４０９，６００
７９	２４３，８００	２９１，７００	３３７，５００	３７５，９００	３９０，６００	４０９，９００

８０	２４４，３００	２９２，０００	３３７，９００	３７６，４００	３９０，８００	４１０，１００
８１	２４４，７００	２９２，２００	３３８，３００	３７６，９００	３９１，０００	４１０，３００
８２	２４５，２００	２９２，４００	３３８，８００	３７７，５００	３９１，３００	４１０，６００
８３	２４５，６００	２９２，７００	３３９，３００	３７８，０００	３９１，６００	４１０，９００
８４	２４６，０００	２９２，９００	３３９，８００	３７８，３００	３９１，８００	４１１，１００
８５	２４６，４００	２９３，２００	３４０，１００	３７８，７００	３９２，０００	４１１，３００
８６	２４６，８００	２９３，５００	３４０，５００	３７９，２００	３９２，３００	
８７	２４７，２００	２９３，８００	３４１，０００	３７９，６００	３９２，６００	
８８	２４７，６００	２９４，１００	３４１，４００	３８０，０００	３９２，８００	
８９	２４８，０００	２９４，４００	３４１，７００	３８０，４００	３９３，０００	
９０	２４８，５００	２９４，８００	３４２，１００	３８０，９００	３９３，３００	
９１	２４８，８００	２９５，１００	３４２，６００	３８１，３００	３９３，６００	
９２	２４９，１００	２９５，５００	３４３，０００	３８１，７００	３９３，８００	
９３	２４９，４００	２９５，７００	３４３，２００	３８２，０００	３９４，０００	
９４		２９５，９００	３４３，６００			
９５		２９６，２００	３４４，１００			
９６		２９６，６００	３４４，５００			

９７		２９６，８００	３４４，７００			
９８		２９７，１００	３４５，１００			
９９		２９７，５００	３４５，５００			
１００		２９７，９００	３４５，８００			
１０１		２９８，１００	３４６，１００			
１０２		２９８，４００	３４６，５００			
１０３		２９８，８００	３４６，９００			
１０４		２９９，１００	３４７，３００			
１０５		２９９，３００	３４７，８００			
１０６		２９９，６００	３４８，２００			
１０７		３００，０００	３４８，６００			
１０８		３００，３００	３４９，０００			
１０９		３００，５００	３４９，５００			
１１０		３００，９００	３４９，９００			
１１１		３０１，３００	３５０，２００			
１１２		３０１，６００	３５０，５００			
１１３		３０１，８００	３５１，０００			

	１１４		３０２，０００					
	１１５		３０２，３００					
	１１６		３０２，７００					
	１１７		３０２，９００					
	１１８		３０３，１００					
	１１９		３０３，４００					
	１２０		３０３，７００					
	１２１		３０４，１００					
	１２２		３０４，３００					
	１２３		３０４，６００					
	１２４		３０４，９００					
	１２５		３０５，２００					
定年前再任用短時間勤		基準給料月額 円 １８８，７００	基準給料月額 円 ２１６，２００	基準給料月額 円 ２５６，２００	基準給料月額 円 ２７５，６００	基準給料月額 円 ２９０，７００	基準給料月額 円 ３１６，２００	基準給料月額 円 ３５８，０００

務職員								

この表は，他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

現　行

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	１	１５０，１００	１９８，５００	２３４，４００	２６６，０００	２９０，７００	３１９，２００	３６２，９００
	２	１５１，２００	２００，３００	２３６，０００	２６７，７００	２９２，９００	３２１，４００	３６５，５００
	３	１５２，４００	２０２，１００	２３７，５００	２６９，２００	２９５，０００	３２３，７００	３６７，９００
	４	１５３，５００	２０３，９００	２３９，０００	２７１，０００	２９７，０００	３２５，９００	３７０，５００
	５	１５４，６００	２０５，４００	２４０，３００	２７２，７００	２９８，８００	３２８，１００	３７２，４００
	６	１５５，７００	２０７，２００	２４１，９００	２７４，５００	３００，８００	３３０，１００	３７４，９００
	７	１５６，８００	２０９，０００	２４３，４００	２７６，３００	３０２，６００	３３２，３００	３７７，２００
	８	１５７，９００	２１０，８００	２４４，９００	２７８，３００	３０４，２００	３３４，５００	３７９，７００
	９	１５８，９００	２１２，４００	２４６，０００	２８０，２００	３０６，１００	３３６，４００	３８２，１００
	１０	１６０，３００	２１４，２００	２４７，５００	２８２，２００	３０８，４００	３３８，６００	３８４，８００
	１１	１６１，６００	２１６，０００	２４９，０００	２８４，１００	３１０，６００	３４０，６００	３８７，４００

１２	１６２，９００	２１７，８００	２５０，３００	２８６，０００	３１２，９００	３４２，８００	３９０，１００
１３	１６４，１００	２１９，２００	２５１，８００	２８７，９００	３１５，０００	３４４，６００	３９２，５００
１４	１６５，６００	２２１，０００	２５３，０００	２８９，７００	３１７，１００	３４６，６００	３９４，８００
１５	１６７，１００	２２２，７００	２５４，３００	２９１，２００	３１９，３００	３４８，６００	３９７，０００
１６	１６８，７００	２２４，５００	２５５，５００	２９２，６００	３２１，４００	３５０，６００	３９９，４００
１７	１６９，８００	２２６，１００	２５６，８００	２９４，４００	３２３，３００	３５２，３００	４０１，２００
１８	１７１，２００	２２７，８００	２５８，２００	２９６，４００	３２５，３００	３５４，３００	４０３，２００
１９	１７２，６００	２２９，４００	２５９，６００	２９８，５００	３２７，３００	３５６，１００	４０５，１００
２０	１７４，０００	２３０，９００	２６１，１００	３００，５００	３２９，３００	３５８，０００	４０６，９００
２１	１７５，３００	２３２，２００	２６２，７００	３０２，４００	３３１，０００	３５９，９００	４０８，８００
２２	１７７，８００	２３３，８００	２６４，４００	３０４，５００	３３３，１００	３６１，８００	４１０，６００
２３	１８０，３００	２３５，４００	２６６，０００	３０６，５００	３３５，１００	３６３，８００	４１２，４００
２４	１８２，８００	２３６，９００	２６７，６００	３０８，６００	３３７，２００	３６５，７００	４１４，３００
２５	１８５，２００	２３７，９００	２６９，４００	３１０，３００	３３８，６００	３６７，７００	４１６，１００
２６	１８６，９００	２３９，４００	２７１，２００	３１２，４００	３４０，５００	３６９，６００	４１７，６００
２７	１８８，５００	２４０，７００	２７２，９００	３１４，４００	３４２，４００	３７１，６００	４１９，１００
２８	１９０，２００	２４１，９００	２７４，６００	３１６，４００	３４４，３００	３７３，６００	４２０，７００

２９	１９１，７００	２４３，１００	２７６，２００	３１８，１００	３４５，９００	３７５，１００	４２２，３００
３０	１９３，４００	２４４，１００	２７７，９００	３２０，１００	３４７，８００	３７６，９００	４２３，６００
３１	１９５，２００	２４５，１００	２７９，７００	３２２，２００	３４９，７００	３７８，７００	４２４，９００
３２	１９６，９００	２４６，１００	２８１，２００	３２４，３００	３５１，５００	３８０，３００	４２６，１００
３３	１９８，５００	２４７，２００	２８２，４００	３２５，５００	３５３，４００	３８２，１００	４２７，３００
３４	１９９，９００	２４８，１００	２８４，１００	３２７，５００	３５５，２００	３８３，５００	４２８，６００
３５	２０１，４００	２４９，０００	２８５，７００	３２９，４００	３５７，０００	３８５，０００	４２９，９００
３６	２０２，９００	２５０，０００	２８７，４００	３３１，５００	３５８，７００	３８６，６００	４３１，１００
３７	２０４，２００	２５０，９００	２８９，０００	３３３，４００	３６０，１００	３８８，０００	４３２，３００
３８	２０５，５００	２５２，２００	２９０，７００	３３５，３００	３６１，４００	３８９，２００	４３３，１００
３９	２０６，７００	２５３，４００	２９２，５００	３３７，３００	３６２，８００	３９０，４００	４３３，９００
４０	２０８，０００	２５４，７００	２９４，３００	３３９，２００	３６４，２００	３９１，５００	４３４，７００
４１	２０９，３００	２５６，０００	２９５，８００	３４１，１００	３６５，５００	３９２，６００	４３５，３００
４２	２１０，６００	２５７，４００	２９７，５００	３４３，０００	３６６，４００	３９３，８００	４３６，０００
４３	２１１，９００	２５８，６００	２９９，０００	３４４，８００	３６７，５００	３９５，０００	４３６，７００
４４	２１３，２００	２５９，８００	３００，６００	３４６，７００	３６８，６００	３９６，１００	４３７，４００
４５	２１４，３００	２６０，９００	３０２，２００	３４８，２００	３６９，４００	３９６，８００	４３８，２００

４６	２１５，６００	２６２，１００	３０３，９００	３４９，６００	３７０，３００	３９７，５００	４３９，０００
４７	２１６，９００	２６３，４００	３０５，５００	３５１，１００	３７１，２００	３９８，２００	４３９，４００
４８	２１８，２００	２６４，５００	３０７，２００	３５２，６００	３７２，１００	３９８，９００	４４０，１００
４９	２１９，２００	２６５，６００	３０８，１００	３５４，２００	３７３，０００	３９９，５００	４４０，６００
５０	２２０，３００	２６６，６００	３０９，６００	３５５，０００	３７３，８００	４００，１００	４４１，０００
５１	２２１，３００	２６７，８００	３１１，１００	３５６，２００	３７４，６００	４００，６００	４４１，４００
５２	２２２，３００	２６８，９００	３１２，７００	３５７，２００	３７５，４００	４０１，０００	４４１，８００
５３	２２３，３００	２６９，９００	３１４，３００	３５８，１００	３７６，１００	４０１，４００	４４２，２００
５４	２２４，２００	２７０，９００	３１５，９００	３５９，２００	３７６，８００	４０１，７００	４４２，６００
５５	２２５，１００	２７２，０００	３１７，５００	３６０，１００	３７７，５００	４０２，０００	４４３，０００
５６	２２６，０００	２７３，１００	３１９，０００	３６１，２００	３７８，２００	４０２，３００	４４３，３００
５７	２２６，３００	２７４，０００	３２０，５００	３６２，１００	３７８，７００	４０２，６００	４４３，６００
５８	２２７，１００	２７５，０００	３２１，７００	３６２，８００	３７９，３００	４０２，９００	４４４，０００
５９	２２７，８００	２７５，９００	３２２，９００	３６３，５００	３７９，９００	４０３，２００	４４４，３００
６０	２２８，５００	２７７，０００	３２４，１００	３６４，２００	３８０，６００	４０３，５００	４４４，６００
６１	２２９，２００	２７８，１００	３２４，８００	３６４，６００	３８１，０００	４０３，８００	４４４，９００
６２	２３０，０００	２７９，１００	３２５，７００	３６５，２００	３８１，７００	４０４，１００	

６３	２３０，７００	２８０，０００	３２６，５００	３６５，９００	３８２，３００	４０４，４００
６４	２３１，３００	２８１，０００	３２７，３００	３６６，６００	３８２，９００	４０４，７００
６５	２３１，９００	２８１，５００	３２８，２００	３６６，９００	３８３，３００	４０５，０００
６６	２３２，５００	２８２，４００	３２８，６００	３６７，６００	３８３，９００	４０５，３００
６７	２３３，１００	２８３，１００	３２９，３００	３６８，３００	３８４，５００	４０５，６００
６８	２３３，８００	２８４，０００	３３０，１００	３６９，０００	３８５，１００	４０５，９００
６９	２３４，５００	２８５，０００	３３０，９００	３６９，３００	３８５，５００	４０６，１００
７０	２３５，１００	２８５，８００	３３１，６００	３６９，９００	３８６，０００	４０６，４００
７１	２３５，６００	２８６，６００	３３２，３００	３７０，６００	３８６，５００	４０６，７００
７２	２３６，３００	２８７，４００	３３３，０００	３７１，２００	３８７，１００	４０７，０００
７３	２３７，０００	２８８，２００	３３３，５００	３７１，５００	３８７，４００	４０７，２００
７４	２３７，６００	２８８，７００	３３４，１００	３７２，１００	３８７，８００	４０７，５００
７５	２３８，２００	２８９，１００	３３４，６００	３７２，８００	３８８，２００	４０７，８００
７６	２３８，７００	２８９，６００	３３５，２００	３７３，４００	３８８，６００	４０８，０００
７７	２３９，３００	２８９，８００	３３５，５００	３７３，８００	３８８，９００	４０８，２００
７８	２４０，０００	２９０，１００	３３６，０００	３７４，３００	３８９，２００	４０８，５００
７９	２４０，７００	２９０，３００	３３６，４００	３７４，９００	３８９，５００	４０８，８００

８０	２４１，２００	２９０，７００	３３６，９００	３７５，４００	３８９，８００	４０９，０００
８１	２４１，７００	２９０，９００	３３７，３００	３７５，９００	３９０，０００	４０９，２００
８２	２４２，３００	２９１，１００	３３７，８００	３７６，５００	３９０，３００	４０９，５００
８３	２４２，９００	２９１，５００	３３８，３００	３７７，０００	３９０，６００	４０９，８００
８４	２４３，４００	２９１，８００	３３８，８００	３７７，３００	３９０，８００	４１０，０００
８５	２４３，９００	２９２，１００	３３９，１００	３７７，７００	３９１，０００	４１０，２００
８６	２４４，５００	２９２，４００	３３９，５００	３７８，２００	３９１，３００	
８７	２４５，１００	２９２，７００	３４０，０００	３７８，６００	３９１，６００	
８８	２４５，６００	２９３，１００	３４０，４００	３７９，０００	３９１，８００	
８９	２４６，１００	２９３，４００	３４０，７００	３７９，４００	３９２，０００	
９０	２４６，６００	２９３，８００	３４１，１００	３７９，９００	３９２，３００	
９１	２４６，９００	２９４，１００	３４１，６００	３８０，３００	３９２，６００	
９２	２４７，３００	２９４，５００	３４２，０００	３８０，７００	３９２，８００	
９３	２４７，６００	２９４，７００	３４２，２００	３８１，０００	３９３，０００	
９４		２９４，９００	３４２，６００			
９５		２９５，２００	３４３，１００			
９６		２９５，６００	３４３，５００			

９７		２９５，８００	３４３，７００			
９８		２９６，１００	３４４，１００			
９９		２９６，５００	３４４，５００			
１００		２９６，９００	３４４，８００			
１０１		２９７，１００	３４５，１００			
１０２		２９７，４００	３４５，５００			
１０３		２９７，８００	３４５，９００			
１０４		２９８，１００	３４６，３００			
１０５		２９８，３００	３４６，８００			
１０６		２９８，６００	３４７，２００			
１０７		２９９，０００	３４７，６００			
１０８		２９９，３００	３４８，０００			
１０９		２９９，５００	３４８，５００			
１１０		２９９，９００	３４８，９００			
１１１		３００，３００	３４９，２００			
１１２		３００，６００	３４９，５００			
１１３		３００，８００	３５０，０００			

	１１４		３０１，０００					
	１１５		３０１，３００					
	１１６		３０１，７００					
	１１７		３０１，９００					
	１１８		３０２，１００					
	１１９		３０２，４００					
	１２０		３０２，７００					
	１２１		３０３，１００					
	１２２		３０３，３００					
	１２３		３０３，６００					
	１２４		３０３，９００					
	１２５		３０４，２００					
定年前再任用短時間勤		基準給料月額 円 １８７，７００	基準給料月額 円 ２１５，２００	基準給料月額 円 ２５５，２００	基準給料月額 円 ２７４，６００	基準給料月額 円 ２８９，７００	基準給料月額 円 ３１５，１００	基準給料月額 円 ３５６，８００

務職員								

この表は，他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

守谷市職員の給与に関する条例新旧対照表（第２条関係）

改　　正	現　　行
（期末手当） 第２０条　（略） ２　期末手当の額は，期末手当基礎額に１００分の１２２．５（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち，市規則で定める職員を除く。以下「特定幹部職員」という。）にあっては，１００分の１０２．５）を乗じて得た額に，基準日以前６箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）から（４）まで（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については，同項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の６８．７５」と，「１００分の１０２．５」とあるのは「１００分の５８．７５」とする。	（期末手当） 第２０条　（略） ２　期末手当の額は，期末手当基礎額に，６月に支給する場合には１００分の１２０（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑，困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち，市規則で定める職員を除く。以下「特定幹部職員」という。）にあっては，１００分の１００），１２月に支給する場合には１００分の１２５（特定幹部職員にあっては１００分の１０５）を乗じて得た額に，基準日以前６箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）から（４）まで（略） ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については，同項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の６７．５」と，「１００分の１００）」とあるのは「１００分の５７．５）」と，「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７０」と，「１００分の１０５」とあるのは「１００分の６０」とする。

４から６まで　（略）

（勤勉手当）

第２１条　（略）

２　勤勉手当の額は，勤勉手当基礎額に，任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において，任命権者が支給する勤勉手当の額の，その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は，それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（１）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し，又は死亡した職員にあっては，退職し，又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０２．５（特定幹部職員にあっては，１００分の１２２．５）を乗じて得た額の総額

（２）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の４８．７５（特定幹部職員にあっては，１００分の５８．７５

４から６まで　（略）

（勤勉手当）

第２１条　（略）

２　勤勉手当の額は，勤勉手当基礎額に，任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において，任命権者が支給する勤勉手当の額の，その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は，それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（１）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し，又は死亡した職員にあっては，退職し，又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に，６月に支給する場合には１００分の１００（特定幹部職員にあっては，１００分の１２０），１２月に支給する場合には１００分の１０５（特定幹部職員にあっては，１００分の１２５）を乗じて得た額の総額

（２）前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に，６月に支給する場合には１００分の４７．５（特定幹部職員にあっては，１００分の５７．５），１２月に支給する場合には１００分の５０（特定幹

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）を乗じて得た額の総額 ３から５まで　（略）	部職員にあっては，１００分６０）を乗じて得た額の総額 ３から５まで　（略）

守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第３条関係）

改　　正	現　　行
（給与の特例） 第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には，次の給料表を適用する。 【別記１　参照】 ２及び３　（略） 第８条　任期付職員には，次の給料表を適用する。 【別記２　参照】 ２　（略） （給与条例の適用除外） 第９条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第２条第１項及び第２０条第２項の規定の適用については，給与条例第２条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２５年守谷市条例第１９号）第７条の規定」と，給与条例第２０条第２項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６５」と，「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１７５」とする。 第１０条　（略） ２及び３　（略）	（給与の特例） 第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には，次の給料表を適用する。 【別記１　参照】 ２及び３　（略） 第８条　任期付職員には，次の給料表を適用する。 【別記２　参照】 ２　（略） （給与条例の適用除外） 第９条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第２条第１項及び第２０条第２項の規定の適用については，給与条例第２条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２５年守谷市条例第１９号）第７条の規定」と，給与条例第２０条第２項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６５」と　する。 第１０条　（略） ２及び３　（略）

（削除）	４　任期付短時間勤務職員に対する給与条例第６条の２の規定の適用については，同条中「前条第１０項の規定にかかわらず，同項」とあるのは「守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２５年守谷市条例第１９号）第８条の規定にかかわらず，同条」と，「勤務時間条例第２条第２項」とあるのは，「勤務時間条例第２条第４項」とする。

【別記１】

改　　正

号給	給料月額（円）
1	３８０，０００
2	４２７，０００
3	４７７，０００
4	５３９，０００
5	６１５，０００
6	７１８，０００
7	８３９，０００

現　　行

号給	給料月額（円）
1	３７６，０００
2	４２２，０００
3	４７２，０００
4	５３３，０００

5	６０８，０００
6	７１０，０００
7	８３０，０００

【別記２】

改　　正

職務の級	給料月額（円）
１級	１６２，１００
２級	２０８，０００
３級	２４０，９００
４級	２７１，６００
５級	２９５，４００
６級	３２３，１００
７級	３６５，５００

現　　行

職務の級	給料月額（円）
１級	１５０，１００
２級	１９８，５００
３級	２３４，４００
４級	２６６，０００
５級	２９０，７００
６級	３１９，２００
７級	３６２，９００

守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第４条関係）

改　　正	現　　行
第９条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第２条第１項及び第２０条第２項の規定の適用については，給与条例第２条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２５年守谷市条例第１９号）第７条の規定」と，給与条例第２０条第２項中「１００分の１２２．５」とあるのは「１００分の１７０」とする。	第９条　（略） ２　特定任期付職員に対する給与条例第２条第１項及び第２０条第２項の規定の適用については，給与条例第２条第１項中「この条例」とあるのは「この条例及び守谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２５年守谷市条例第１９号）第７条の規定」と，給与条例第２０条第２項中「１００分の１２０」とあるのは「１００分の１６５」と，「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１７５」とする。

守谷市会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第５条関係）

改　　正	現　　行
守谷市会計年度任用職員の報酬，期末手当，勤勉手当及び費用弁償に関する条例	守谷市会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例
（報酬等） 第３条　会計年度任用職員には，報酬，期末手当，勤勉手当及び費用弁償を支給する。 ２及び３　（略）	（報酬等） 第３条　会計年度任用職員には，報酬及び期末手当並びに費用弁償を支給する。 ２及び３　（略）
（期末手当及び勤勉手当） 第１１条　会計年度任用職員（市規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）には，本条の定めるところにより，期末手当及び勤勉手当を支給する。 ２　期末手当及び勤勉手当は，６月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員又は６月未満の任用期間をもって任用され，１会計年度内で再度任用されることによりその任用期間が合計６月以上となった会計年度任用職員で，６月１日及び１２月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して，それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し，又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても同様とする。 ３　６月に期末手当及び勤勉手当を支給する場合において，前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され，同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者	（期末手当） 第１１条　会計年度任用職員（市規則に定める者を除く。以下この条において同じ。）には，次の各号に定めるところにより，期末手当を支給する。 （１）期末手当は，６月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員又は６月未満の任用期間をもって任用され，１会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計６月以上となった会計年度任用職員で，６月１日及び１２月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して，それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。 （２）期末手当の額は，報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には，市規則で定める方法により月額に換算した額）に１００分の１２０を乗じて得た額に，基準日以前の６箇月以内の期間におけるそ

の任期（６月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が６月以上に至ったときは，前項の６月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員とみなす。

４　期末手当の額は，報酬月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合は，市規則で定める方法により月額に換算した額。以下この条において同じ。）に１００分の６８．７５を乗じて得た額に，基準日以前の６箇月以内の期間におけるその者の会計年度任用職員としての在職期間の次の表に掲げる区分に応じ，当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。

【別記１－１　参照】

５　前３項に規定するもののほか，会計年度任用職員の期末手当の支給については，給与条例第２０条から第２０条の３までの規定の例による。

６　勤勉手当は，当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前６箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。

７　勤勉手当の額は，報酬月額に市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

８　前項の勤勉手当の総額は，会計年度任用職員ごとの基準日現在の報酬月額に１００分の４８．７５を乗じて得た額を超えてはならない。

９　前３項に規定するもののほか，会計年度任用職員の勤の者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ，当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において，同一の任命権者に再度任用された者は，引き続きその職にあったものとみなす。

【別記１－２　参照】

２　前項に規定するもののほか，会計年度任用職員の期末手当の支給については，給与条例第２０条から第２０条の３までの規定の例による。

勉手当の支給については，給与条例第２０条の２及び第２０条の３の規定の例による。	

【別記１－１】

改　　正

在職期間	割合
６箇月	１００分の１００
５箇月以上６箇月未満	１００分の８０
３箇月以上５箇月未満	１００分の６０
３箇月未満	１００分の３０

【別記１－２】

現　　行

在職期間	割合
６箇月	１００分の１００
５箇月以上６箇月未満	１００分の８０
３箇月以上５箇月未満	１００分の６０
３箇月未満	１００分の３０